

東日本大震災からの復興についての考え方

公益社団法人 経 済 同 友 会
副代表幹事・専務理事 前原金一

1. 復興の基本理念

(1) 東北を「新しい日本創生」の先進モデルに

「復興」は、震災前の状況に「復旧」させることではない。被害を受けた東日本、とりわけ「東北」の復興を、高齢化やグローバル化といったわが国がかねて直面する課題を解決する先進モデルとして、国際競争力ある国内外に誇れる広域経済圏の創成をめざす。

(2) 道州制の先行モデルをめざし、東北地域全体を総合的に考える視点を

復興に際しては、既存の制度や常識にとらわれることなく、従来の各県単位での地方振興策とは全く異なる発想が求められる。すなわち、道州制の先行モデルをめざし、東北という地域が主体となって、地域としての全体最適を図るものとする。

(3) 財政健全化の道筋の上に立った復興計画を

震災以前からわが国が厳しい財政状況に直面していることに鑑み、復興計画は財政健全化の道筋の中に描かなければならない。したがって、税制・社会保障の一体改革や成長戦略などの諸改革も、復興計画と整合性のとれた形で遅滞なく実行する。

2. 「東北復興院」(仮称)の創設による司令塔の明確化を

地域としての全体最適を図りつつ、具体策を検討して円滑に実行するためには、明確に司令塔機能を有する組織を設置し、強力な実行体制を整えることが必要である。そのため、既存の枠組みを超えて復興を主導する「東北復興院」(仮称)の創設を提言する。

内閣府の一部局ではなく、国家行政組織法第3条に基づく各府省から独立した組織として設立することとし、制度設計に際しては、将来の道州制導入を念頭に置く。予算の一括計上や実施部門となる地方支分部局の移管を行い、復興計画の企画・立案から執行までを一元的に担当することを求める。また、地域の意見や住民の自主性を尊重するため、復興院の本拠地を東北に置くとともに、官民を問わず優秀な人材を広く活用すべきである。

なお、復興院が中心となって各県との緊密な連携の下に広域連合の設置や市町村合併による自治体行政の再建に取り組む必要がある。

3. 三段階の検討により、復興財源の確保を

本格的な復興には、多額の復興費用が必要となるが、わが国の財政状況を鑑みれば、単純に新規の国債を発行することは厳に慎むべきであり、財政健全化の道筋の上に立った説得力ある復興計画の提示が必要である。したがって、復興財源については、以下の三段階での検討を進めるよう求める。

(1) マニフェストの白紙見直しなどによる歳出削減の徹底を

財源確保にあたっては、増税に先立ち、まず歳出削減の徹底を図るべきである。政策の優先順位を再考し、震災以前に民主党がマニフェストに掲げた子ども手当などの政策は当面凍結すべきである。併せて、不要不急の公共投資などの優先順位の低い施策は抑制し、被災地の復興に集中することが必要である。

(2) 復興基金債の発行と復興特別基金の創設を

国内のみならず海外からも多額の義援金が寄せられており、復興に際しても、こうした個人の善意を活かしていくことが求められる。そのため、復興に向けた融資を行う「復興特別基金」を創設し、その財源として、政府保証付きの「復興基金債」を発行して民間資金の活用を図るべきである。

(3) 復興税の検討に際して

復興基金債の償還に不足が生じた場合には、国民に広く負担を求める復興税の導入も検討する。法人実効税率の引き下げ見直しや消費税率の引き上げなどの具体的な税項目については、東北復興計画の実施や国際競争力の維持・強化、税制・社会保障の一体改革などを踏まえ、慎重に検討すべきである。

4. 復興計画の具体化に向けて

具体的な復興計画の内容については、今後さらに詳細な検討が必要であるが、特区制度や PPP/PFI の活用によって、地域の自主性や民間活力を最大限に活かすことを原則とすべきである。そうした観点に基づき、いくつかの基本的考え方を示す。

(1) 街づくり、都市計画

- 土地の利用規制、建築制限、景観規制を早期に導入し、無秩序な乱開発を防止する。その上で、居住地域は高台などの防災に優れた地域に集約し、各種の規制改革を行い、高齢者に優しく、低炭素化に配慮したコンパクトな「スマートシティ」を築く。
- 特区制度や PPP/PFI など積極的に活用し、国内外からヒト・モノ・カネ・アイデアを集め、先進的なモデル地域を築く。

(2) 産業活性化

- 規制緩和、特区制度、投資減税、各種企業誘致策などあらゆる手段を講じ、民の力を最大限に活かす。
- 部品・素材などの開発・製造拠点が集積する東北の強みは、リスク分散も考えながら、東北地域の中で可能な限り再建を図り、更なる国際競争力の強化を図る。
- 同時に、新エネルギー、防災技術など、地域経済の将来を担う新産業の開発・生産拠点の集積を進める。
- 第一次産業については、農地の大規模化、他地域の耕作放棄地を活用した集団移転、法人経営の推進、漁港の拠点化など大胆な構造改革を進めることによって、東北の強みを活かしながら、「強い産業」としての再生をめざす。

(3) 復興のシンボルとなる国際機関の設置

- 世界史上、有数の大災害となった今回の震災を検証し、人類全体の教訓とするため、復興のシンボルとして、防災に関する国際機関と世界最先端の科学技術（特に、防災技術や原子力など）の研究機関を設置する。

以 上

岩手経済同友会が提案する復興方針

1. 未曾有の被害となった今回の震災復興には、国を始めとする行政当局の強力でスピード感ある施策が求められる。東日本大震災復興庁（院）を創設、本部を仙台に置いて全ての決裁を行う強い権限を持ったリーダーのもとで復興ビジョンを実現すべきである。
2. 非常時における特例措置が必要で実態に則した行政対応が出来るようにするため岩手、宮城、福島を対象にした「総合経済特区」の創設を求めたい。電力需給の関係もあって企業が西日本や海外へ移転するのに歯止めを掛けたい。そのためには新しい進出企業を呼び込むために法人税、県民税、固定資産税を減免し、その分を地方交付税での補填を国としてやってもらいたい。
3. 被災者が既存の債務に加えて新たな債務を抱えることになる二重債務問題が大きな課題になっている。その解決には、国の積極的な関与が必要である。例えば、基金をつくって国が 50%、県が 30%、金融機関が 10%、債務者が 10% の負担で拠出し、擬制的な資本となっている底だまり債務の解消を図っていく。その上で新規貸し出しを行わないと二重債務の負担で被災者は立ち上がれない。
4. 被災地の土地の国有化を行い、路線価等で適切な価格をもって買い上げてもらう。その資金を立ち上がり資金とする。国有化後の土地には、風力、太陽光パネルを設置してエネルギー基地にする。また塩害除去の後に農地として転用する。こうした発想の大転換が必要である。
5. 岩手の沿岸において大半の漁船は流失・破壊され、残ったのは 1 割程度。漁船の建造に当たって国が保証したうえで長期のリースを組み、県漁連の下に各漁業協同組合が大同団結し、各漁協を再編した上で最低限必要な隻数を配船し、共同経営化する。この場合、個々の漁業権は証券化し、過去の実績に応じ、証券交付する。水産加工業者及び流通ルートを確保し 6 次産業化を展望する。

以上

平成 23 年 4 月 30 日

東日本大震災復興に関する仙台経済同友会の提言

- ① 津波被害の地元経営者の企業再建を支援するために、過去5年間に納税した全額を「企業再建のための必要資金」として還付する。(経営者の経営マインドの保持を支援)

* 宮城県の地元企業特に津波被害にあった企業は、今回の被災によりすべてを失いマイナスからのスタートを余儀なくされている。今後の立ち上がりをけん引して行く力量を備えているのはこれまで経営に携わってきた経営者であり、彼らがマインドをなくしてしまうことは、雇用あるいは地域経済活性化等々の面から地域全体の復興をさらに難しくする。従って、経営マインドの保持を助ける施策として「必要資金」の注入を早急に決断して頂きたい。

- ② 津波被害に遭った高校生の就職を支援するため、地元企業及び仙台進出の営業所等においては、従来の雇用枠以外の別枠で当該高校生の採用を行う。

- ③ 津波被害に遭った地域を津波被害特区とし、大幅な規制緩和や企業進出のための支援を行う。

- ④ 復興事業においては、地元雇用を優先する。

- ⑤ 復興支援を行うための本部または復興院は仙台に立地し、地元の現状に合わせた復興事業をスピーディーに行うことができる体制を確立する。

* 行政が適時に現地の実状に合った決定をするか否かは、被災者及び被災地域全体の復興への思い・行き足をつける意味において極めて重要である。したがって、「新しくまちを興す」ことを考えると、フェース・ツー・フェースで話し合いの場が持て、微妙なニュアンスまでもお互いにやり取りできる形で組織作りをすることが重要であり、支援本部または復興院の仙台立地は当然のこことしてとらえて頂きたい。

平成23年4月30日

福島経済同友会

福島県の復興方針について

【原子力災害の早期収束】

震災後の復興につき、福島県においては原子力災害の早期収束が前提条件です。

この問題が解決しないため、行政、産業界とも具体的な復興の構想づくりができない状況にあります。

原子力災害により福島県内の農林水産業を始めとする全産業への影響が日々懸念されていること、また、警戒区域や計画的避難区域等では地方自治体の機能自体が他地区への移転を余儀なくされていることなどから、それらへの支援が最大の課題です。

さらに原子力災害を避けるため、警戒区域等以外でも多くの人々が福島県内外に避難しており、各自治体では正確な避難状況が把握できないところもあります。

福島県においては、原子力災害の一日も早い解決が復興の足がかりとなります。

【今後の復興に向けて】

1. 事態収束時期の明確化

原子力災害のため避難している方々を始めとして、福島県民は精神的にも経済的にも大きな不安を抱えて生活しています。原子力災害の先行きが見えない中、今後の生活設計が立てられない状況にあります。

東京電力が事態収束に向けての工程表を公表しましたが、これが間違いなく履行されること、また政府においても、今後の見通しについて逐次明示することを強く望みます。

2. 原子力災害への国による補償の確約

今回の原発事故による災害の規模は甚大であり、農水産業、製造業、観光等、県内のあらゆる地域あらゆる産業に及んでいます。

これらの原子力災害につき、国の責任において補償することにより、今後の復興に本格的に取り組むことができるものと考えます。

3. 雇用の確保

大震災および原子力災害のため被災した方々の多くは、それまでの仕事を続けることができず、収入を断たれました。雇用の場を提供していただける企業も多くありますが、民間だけでは限界があります。

国や地方自治体により雇用の場を広げることが必要です。

以上、大震災および原子力災害にともなう地域住民の不安を払拭し、地域の復興を目指す趣旨からも迅速かつ実効性のある政策を望みます。

以上